

## 科学研究費モニタリング及び監査体制

### 1. 内部監査組実施

- (1) 科学研究費の不正防止を図るため、神戸市看護大学内監査規程に基づき実施する。
- (2) 内部監査は次に掲げる者をもって行う。(なお、必要に応じて変更する場合もある。)
  - ① 教員
  - ② 公認会計士
  - ③ 内部監査室長

### 2. 監査対象者

科学研究費獲得者

### 3. モニタリング時期

毎年度概ね9月～10月に実施する。

### 4. 監査の種類及び抽出方法

無作為に及び不正が発生するリスクに応じて重点的に抽出した科学研究費について、次のように毎年度内部監査を実施する。

#### (1) 通常監査

内部監査を実施する年度において、当該研究機関に所属する研究者が研究代表者として科学研究費の交付を受けている研究課題数の概ね10%以上を対象として、通常監査を行う。

#### (2) 特別監査

通常監査を行う補助事業等のうち概ね10%以上を対象として特別監査を行う。特別監査では、書類上の調査に止まらず、科学研究費の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査を行う。また、特別な事情が認められる場合においても特別監査を実施する。

### 5. モニタリングの検証

監査においては発注・検収・支払いチェックを書類により確認を行い、必要に応じて監査対象者のヒアリング等を実施する。

### 6. 実施報告

神戸市看護大学内監査規程に基づき、理事長に報告する。